

## 鳥取県告示第95号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、農地保有合理化事業規程の廃止を承認したので、同条第2項において準用する同法第7条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成19年2月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 廃止の承認を受けた者の名称及び所在地  
東伯町農業協同組合  
東伯郡琴浦町大字徳万558-1
- 2 廃止年月日  
平成19年1月31日
- 3 廃止に係る農地保有合理化事業の種類  
農地売買等事業  
農地信託等事業  
農業生産法人出資育成事業  
研修等事業